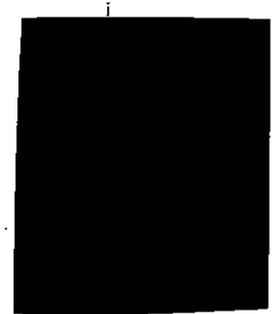


災害時における物資の保管等に関する協定書



高知県  
高知県倉庫協会

## 災害時における物資の保管等に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）と高知県倉庫協会（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の保管等に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、地震、津波、風水害その他の大規模災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害等」という。）において、県の物資拠点及び乙に加盟する組合員が所有する施設における救援物資の保管、入出庫管理等（以下「物資の保管等」という。）や、物流専門家、作業指揮者、技能者等（以下「物流専門家等」という。）の派遣及び物資の保管等に必要となる資機材等の提供・手配（以下「資機材の提供」という。）に関して、その必要な手続き等について定めるものとする。

### （要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資の保管等を行う必要があると認めるときは、乙に対し、物資の保管等、物流専門家等の派遣及び資機材の提供を要請することができる。

（1）高知県内に大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（2）高知県以外において、大規模災害が発生し、又は避難住民に対する物資の供給が必要であり、国若しくは他の都道府県から物資の保管等を要請されたとき。

2 甲の要請の方法は、乙に対し、別紙様式1により、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請することができない場合は、口頭、電話その他の方法で要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

### （実施）

第3条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、甲が必要とする業務を可能な限り実施するものとする。

2 乙は、この協定に基づく業務を実施したときは、当該業務の終了後、別紙様式2により速やかに業務実施状況を報告するものとする。ただし、文書をもって報告することができない場合は、口頭、電話その他の方法で報告し、事後速やかに文書を交付するものとする。

### （経費の負担）

第4条 甲は、物資の保管等、資機材の提供に要した費用（保管料、荷役料及び実費負担額等をいう。以下「保管料等」という。）を負担する。なお、保管料等については、災害等発生直前時における高知県の事業者が定める料金を基準として、甲、乙が協議して決定するものとする。

2 物流専門家等の派遣に要した費用に関する甲の負担は、甲、乙が協議して決定するものとする。

3 乙は、前2項の規定により甲が負担することとなる費用を甲に請求するものとし、甲は、乙からの請求に基づき、速やかに支払うものとする。

### （事故発生等の際の取扱い）

第5条 乙は、物資の保管等の実施に際し事故が発生した時は、甲に対して速やかにその状況を報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。

### （補償）

第6条 本協定により業務に従事した物流専門家等が、当該業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病等にかかった場合は、次に掲げる場合を除き、その損害の補償について、

甲乙協議の上、誠意をもって対応する。

- (1) 当該業務に従事する物流専門家等の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害につき、乙又は当該業務に従事する物流専門家等が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合（保険会社により補填されない損害は除く。）
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合（第三者からの賠償で補填されない損害は除く。）

(情報提供)

第7条 甲及び乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報及び物資の保管等に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(担当責任者の通知等)

第8条 甲及び乙は、この協定の履行に関する担当責任者を定め、その氏名及び緊急連絡先を相手方に通知するものとする。なお、担当責任者を変更したときも同様とする。

(情報交換・防災訓練)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく物資の保管等が災害時において迅速かつ円滑に行われるよう、平時から相互の連絡体制についての情報交換及び必要な訓練を適時行うよう努めるものとする。

(市町村からの応援要請への対応)

第10条 高知県内の市町村から、第2条の規定の応援要請が、乙にあった場合の取り扱いについては、本協定に準じて実施するものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の締結については、協定締結の日から効力を発するものとし、甲乙協議の上、協定を解除した場合を除き、その効力を継続するものとする。

(雑則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年3月31日

甲

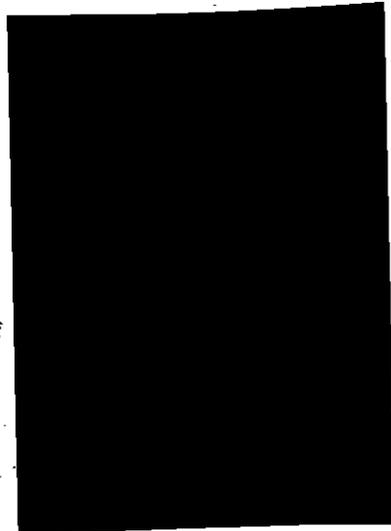
高知県

高知県知事

乙

高知県倉庫協会

会長



様式第1号(第2条関係)

協力要請書

平成 年 月 日

高知県倉庫協会 様

(要請者)

「災害時における物資の保管等に関する協定」第2条に基づき、下記のとおり要請します。

記

- 1 協力要請の種別
  - (1) 物資の保管等
  - (2) 物流専門家等の派遣
  - (3) 資機材の提供
  - (4) その他
- 2 災害等及び協力要請を必要とする状況
- 3 協力を必要とする場所及び期間
  - (1) 物資の保管等
  - (2) 物流専門家等の派遣
  - (3) 資機材の提供
  - (4) その他
- 4 主な保管品目及び数量
- 5 その他参考となる事項

様式第2号 (第3条関係)

業務実績報告書

平成 年 月 日

高知県知事 様

(報告者)

「災害時における物資の保管等に関する協定」第3条に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 協力実施業務

- (1) 物資の保管等
- (2) 物流専門家等の派遣
- (3) 資機材の提供
- (4) その他

2 実施者

- (1) 物資の保管等
- (2) 物流専門家等の派遣
- (3) 資機材の提供
- (4) その他

3 実施の場所及び期間

- (1) 物資の保管等
- (2) 物流専門家等の派遣
- (3) 資機材の提供
- (4) その他

4 保管品目及び数量

5 その他

